

新居浜市市制施行 90 周年プロモーション事業実施業務仕様書

1 業務名

新居浜市市制施行 90 周年プロモーション事業実施業務

2 目的

本業務は、本市が来年市制施行 90 周年を迎えるにあたり、民間事業者の提案によるプレ事業の実施、市民参加型モザイクアートの制作、90 周年ロゴマークの制作及び Web・SNS・メディア等の各種媒体を活用した情報発信を行うことにより、市制施行 90 周年に向けた機運の醸成及び一体感の創出を図るとともに、市内外に向けた効果的な情報発信を通じて、本市の認知度向上及び本市の魅力や価値の向上につなげ、100 周年を見据えた新たなまちづくりの契機とすることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日～令和 9 年 3 月 31 日

4 履行場所

市長が指定する場所

5 事業概要

(1) 名称

新居浜市市制施行 90 周年プロモーション事業

(2) 対象者

市民及び本市に関心を持つ市内外の方

(3) エリア

市内及び本市の魅力発信や関係人口の拡大につながる地域

(4) コンセプト

市制施行 90 周年のテーマである「ともに歩む、ともに描く。にいはま — つないだ 90 年ひらく 100 年 —」を踏まえ、これまで本市を築いてきた歴史や文化、産業、人とのつながりを大切にするとともに、これからの新居浜の未来を感じられる内容とすること。

(5) 業務内容

ア 民間事業者提案によるプレ事業の実施業務

市制施行 90 周年のテーマ・基本理念を踏まえ、90 周年に向けた機運の醸成と市民の一体感の創出につながる、市民参加型のプレ事業を企画・実施すること。

事業の内容、実施方法、対象者及び広報展開等については、受託者の専門的な知見や創意工夫を生かした提案によるものとする。

イ 市民参加型モザイクアートの制作業務

市民の参加意識や一体感の醸成を図るため、市民から写真を募集するとともに、募集した写真をもとにした「モザイクアート」を制作すること。

(1) 画像投稿の受付・管理

- i 画像投稿受付フォームの制作と投稿画像の管理
- ii 画像投稿時に併せて投稿者の氏名、メールアドレス及びメッセージを受け付け、画像と紐づけができるようリスト化する。なお、メッセージ内容については「10年後へのメッセージ」とする。
- iii 画像投稿の受付にあたっては、投稿された写真が市制施行 90 周年記念事業におけるモザイクアート作品の制作に使用されること、及び本市のホームページ、SNS その他の Web 媒体等において公開される場合があることについて、投稿者から当該利用及び公開に関する同意を取得する仕組みを設けること。
- iv 投稿画像については、本市が審査をした上で採用する。
- v 受付可能な画像の枚数は 2,000 枚～5,000 枚とする。

(2) モザイクアートの制作及び公開

- i モザイクアートの完成イメージとなる元画像は本市が用意する。なお、構成画像の枚数は 10,000 枚を上限とする。
- ii 投稿画像については、全ての画像を最低でも一度は使用し、繰り返し使用する場合は、同じ画像が隣り合わないようにすること。
- iii 受託者は、本市に対して、完成イメージのサンプル画像を必要に応じて提供すること。
- iv 制作されたモザイクアートは、本市が最終確認を行った後、印刷を行う。
- v 制作されたモザイクアートをホームページ上で公開できるようにし、公開の際には、投稿者が投稿画像を検索できるようにする。また、その際に使用する写真の位置 ID を投稿者の登録メールアドレスに送信する。

ウ 90 周年ロゴマークの制作業務

- (1) 市制施行 90 周年ロゴマークのデザイン案を 3 案制作すること。制作した 3 案については、本市が「新居浜市プチモニアンケート」による市民投票等を実施し、その結果を踏まえ、最も支持を得た案を採用するものとする。なお、市が実施する市民投票にあたっては、受託者は Web 等の広報媒体を活用し、幅広く市民への周知を図ること。

また、ロゴマークの制作にあたっては、以下の条件を満たすこと。

- ・市制施行 90 周年のテーマである「ともに歩む、ともに描く。にいはま — つないだ 90 年、ひらく 100 年 —」を踏まえ、市制施行 90 周年であることが一目で認識できるとともに、これまでの歩みとその先にある 100 周年への展望を感じられるデザインとすること。

- ・さまざまな媒体、用途で利用されることを想定し、視認性を考慮するとともに、汎用性の高い正方形又は正円に近い形を基本形とすること。
- ・ロゴマークについては、カラー及び2色刷りで利用できるデザインデータを作成すること。

想定されるロゴマークの利用シーン

- ・市公式ホームページへのリンクバナー、SNS等のアイコン
- ・市制施行90周年記念事業に係るチラシ、パンフレット、ポスター等の広報物
- ・市制施行90周年記念オリジナルノベルティ、ポロシャツ等の関連グッズ

- (2) 市民投票等により採用となったロゴマークのフィニッシュワークを行うこと。
- (3) さまざまな主体が、さまざまな環境や媒体で使用する際にも、統一感のある発信ができるよう、ロゴマークの使用ガイドラインを作成すること。ガイドラインの作成にあたっては、「Hello! NEW 新居浜」ロゴマーク使用ガイドラインを参考にすること。
- (4) 本市が実施する市制施行90周年記念事業等で使用するロゴマークを活用した横断幕及びポスターを作成すること。

エ Web・SNS・メディア等の各種媒体を活用した情報発信業務

市制施行90周年に関する取組や関連事業について、機運の醸成及び市民の一体感の創出につなげるため、Web・SNS・メディア等の各種媒体を活用した効果的な情報発信を行うこと。

なお、情報発信にあたっては、対象者に応じた媒体の選定、発信時期及び発信方法等を工夫し、継続的かつ効果的なプロモーションを実施すること。

6 事業全体のスケジュール予定

ア 民間事業者提案によるプレ事業の実施業務

令和8年11月上旬から プレ事業の事前協議

令和9年2月末日まで プレ事業の実施

イ 市民参加型モザイクアートの制作業務

令和8年11月下旬から令和9年1月末日まで 写真の募集及び受付

令和9年2月末日まで モザイクアートの制作

令和9年3月中旬まで モザイクアートの納品

ウ 90周年ロゴマークの制作業務

令和8年11月中旬まで ロゴマークデザイン案の制作

令和8年11月中旬から令和8年12月上旬まで ロゴマークの市民投票の実施

令和8年12月下旬まで ロゴマークの納品

エ Web・SNS・メディア等の各種媒体を活用した情報発信業務

令和8年11月上旬から令和9年3月末日まで 適宜協議の上、随時実施

7 成果品

(1) 委託業務完了報告書（任意様式）

(2) 経費明細書（任意様式）

(3) 業務別の成果品

ア 民間事業者提案によるプレ事業の実施業務

民間事業者提案によるプレ事業実施報告書（任意様式） 1 式

※実施内容、参加者数、実施状況（写真等）、効果検証等を取りまとめたもの。

イ 市民参加型モザイクアートの制作業務

市民参加型モザイクアートの制作業務実施報告書（任意様式） 1 式

投稿画像データ（PNG 又は JPEG）及び投稿者情報一覧（Microsoft Excel） 1 式

モザイクアート画像データ（PNG 又は JPEG） 1 式

ポスター（A0 サイズ、アルミ製ポスターフレーム及びイーゼル） 2 式

バックパネル本体及び生地（縦 2250mm×横 3000mm 程度 生地：トロマット） 2 式

ウ 90 周年ロゴマークの制作業務

90 周年ロゴマークの制作業務実施報告書（任意様式） 1 式

90 周年ロゴマーク AI データ、PDF データ、PNG データ及び透過 PNG データ 1 式

90 周年ロゴマークデザインコンセプトの PDF データ 1 式

ロゴマーク使用ガイドラインの PDF データ 1 式

ポスター（A1 サイズ、アルミ製ポスターフレーム及びイーゼル） 3 式

ポスター（A1 サイズ） 100 枚

横断幕（縦 900mm×横 3000mm 生地：トロマット） 1 枚 ※デザイン要協議

横断幕（縦 1200mm×横 3600mm 生地：トロマット） 1 枚 ※デザイン要協議
（横断幕イメージ）

新居浜市市制施行 90 周年記念事業

ともに歩む、ともに描く。にいはま— つないだ 90 年、ひらく 100 年 —

ロゴ

エ Web・SNS・メディア等の各種媒体を活用した情報発信業務

情報発信業務実施報告書（任意様式） 1 式

※実施内容、PV 数、実施状況（写真等）、効果検証等を取りまとめたもの。

8 成果品の納品場所

本業務の成果品の納入先は、新居浜市役所企画部総合政策課とする。

9 成果品の帰属等

本業務における成果品については、全て本市に帰属するものであり、本市の承認を得ずに複製したり、他に公表してはならない。

また、履行にあたり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者の責任において処理するものとし、使用料等の諸費用が発生する場合は、受託者が負担すること。

10 留意事項

この仕様書は、本市が想定する最低限の業務の概要を示すもので、受託者の提案内容を制限するものではない。

11 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、受託者は、本市と十分協議を行い、必要事項について、本市の指示を受けるものとする。
- (2) 本業務の実施にあたっての作業方法及び進捗状況等について、受託者は、本市に適宜報告を行うものとする。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た情報及び業務に係る内容を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (4) 本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項、又は業務遂行に際して疑義が生じた場合は、本市と協議の上、その指示に従うこと。